

4月1日から院外処方箋の一般名処方を導入します

いま国内では医薬品の供給不足が深刻化しております。この状況に対応するため、国は院外処方箋の一般名処方を推進する方針を打ち出しました。

当院としてもこの医薬品の供給不足に対応するために院外処方箋の一般名処方を4月1日より開始することにしました。何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

(問) 一般名処方とは何ですか？

(答) 一般名処方とは、後発医薬品が存在する薬、及び後発医薬品について、薬の有効成分をそのまま薬名として院外処方箋に記載することです。

今までは院外処方せんに「商品名」が記載されてきました。「商品名」とは一つひとつの薬に製薬会社が名前をつけたものです。今後は、後発医薬品が存在する薬については、薬の有効成分の名称「一般名」が院外処方箋に記載されます。

【例】

「商品名：ロキソニン」→「一般名：ロキソプロフェン」（後発医薬品あり）

「商品名：カロナール」→「一般名：アセトアミノフェン」（後発医薬品あり）

「商品名：パルモディア錠」→「商品名：パルモディア錠」（後発医薬品無し）

(問) 医薬品の供給不足に対する一般名処方のメリットは何ですか？

(答) 一般名処方により薬局では患者さんの同意のもと、製薬会社・先発・後発に関わらず柔軟に調剤が可能となり医薬品の偏在を解消することが期待できます。

(問) 今まで飲んでいた薬はもらえるのでしょうか？

(答) 従来通りの薬がもらえます。ただし医薬品の供給不足により調剤薬局に在庫が無い場合は代替りの薬を処方させていただきます。

(問) 病院、及び薬局での窓口負担はどうなりますか？

(答) 一般名処方箋による病院での窓口負担金は10円～30円ほど増えます。薬局窓口での負担金は変わりません。

令和5年3月

京都認知症総合センタークリニック 院長